

役員及び評議員の報酬及び費用の支給に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人赤間福社会（以下「法人」という。）の定款第22条及び第8条の規定に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）並びに評議員に係る職務の執行に対する報酬及び費用の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の支給)

第2条 この法人は、役員及び評議員に対し、常勤、非常勤にかかわらずその職務の執行の対価として、第3条に規定する報酬を支給することとし、その他報酬等は支給しない。

2 報酬の支給対象となる職務は、次のとおりとする。

- (1) 評議員会及び理事会への出席
- (2) 監事による監査（定期又は臨時）及び立会
- (3) 行政機関による監査への立会
- (4) 役員及び評議員の各種研修会への参加及び他施設等の視察研修
- (5) その他理事長が必要と認めた職務

(報酬の額)

第3条 役員及び評議員等に対する報酬は、前条第2項各号に定める職務について、1回につき5000円とする。

(費用の支給及びその額)

第4条 役員及び評議員には、第2条第2項に規定する職務の執行に伴う費用として、次に掲げる額を支給する。

- (1) 第2条第2項第1号から第3号の職務について、交通費が発生する場合は、当該交通費実費
- (2) 第2条第2項第4号及び第5号の職務について、その執行に伴い旅費が発生する場合は、当該交通費及び宿泊費の実費
- (3) 前各号の他、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用で、法人において負担することが妥当と認められる額

(報酬及び費用の支給方法)

第5条 前条までの報酬及び費用については、その職務の執行後三日以内に現金により支給するものとする。ただし、前条第2号及び第3号に掲げる費用については、当該役員又は評議員の旅費請求書及びその他の費用の請求書の提出後一週間以内に指定の預金口座に振込むものとする。

(適用除外)

第6条 この法人の職員である理事については、前条までの報酬及び費用の支給は行わず、社会福祉法人赤間福社会旅費規程によるものとする。

(規程の改正)

第7条 この規程の改正については、評議員会の承認を受けなければならない。

(雑則)

第8条 この規程に定めのない事項については、この法人の定款他諸規則及び法令等によるものとする。

附則

この規程は、令和元年 7月 5日から施行する。